

尼崎市都市計画マスターplan

～都市計画に関する基本的な方針～

2014

ひと咲き まち咲き あまがさき



都市計画マスタープランの改定にあたって

尼崎市は、平成 24 年 6 月に総合計画を策定し、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をキヤッチフレーズに、この計画をまちづくりの羅針盤として、市民や事業者の皆様とともに力を合わせ、よりよい明日を築くよう取り組んでいます。

本市の都市計画は、早い時期から土地区画整理事業や街路事業などによる都市基盤の整備を行い、市の発展を支えてきました。その後、都市を取り巻く状況は、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、地球環境問題意識の高まり、東日本大震災を教訓とした防災への対応など大きく変化しており、今後、こうした時代の変化を見極め、成熟した社会にふさわしいまちづくりが求められています。

そのためには行政の役割を十分に果たしていくことはもちろんですが、市民・事業者の方々のアイデアや積極的な取組が必要不可欠となっており、市民・事業者・行政が連携し、相互の関係を築きながら一丸となって、持続可能な都市の実現をめざしていくかなければなりません。

わたしたちのまち「あまがさき」は、平成 28 年に市制施行 100 周年を迎えます。今回改定しました「尼崎市都市計画マスタープラン」の推進により、本市の都市計画における将来ビジョンや方針をわかりやすく明らかにすることで、めざすまちの姿を市民・事業者・行政が共有し、協働によるまちづくりを進めたいと考えています。

今後とも、皆様のより一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、都市計画マスタープランの改定にあたり、ご尽力いただきました都市計画審議会及び都市計画マスタープラン見直し検討委員会の委員の方々、ならびに貴重なご意見、ご提案をいただきました市民・事業者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

尼崎市長 稲村 和美



はじめに

くらしのなかで、次のようなことを感じることはありますか？

- 近くに水辺があつて、花や緑に恵まれて気持ちがいいね…
- 駅前が整備されて便利になり、使いやすくなつたなあ…
- 風紀が守られ、安全で安心して住めたらいいなあ…
- 歩道を歩いていると自転車とぶつかりそうで危ないわ…
- まちからごみがなくなつて、もっときれいになるといいのになあ…

〈平成24年(2012年) 市民アンケートより〉

まちは、私たち一人ひとりの営みで形成されています。安全・安心で快適にくらすことができる魅力と活力にあふれるまちにするためには、市民・事業者・行政がまちの将来像について共有する必要があります。そして、今後のまちの将来像を示し、実現に向けて一定の秩序や仕組みを整える役割を担うものが「都市計画」です。

本市では、このような「都市計画」に基づき、土地の使い方や建物の建て方などの「土地利用」を規制・誘導したり、道路や公園などまちの骨格となる「都市施設」を計画に沿つて整備したり、新しくまちをつくり直す「市街地開発事業」を計画的に進めてきました。

これまで、主に行政が主体となって取り組んできた「都市計画」ですが、行政だけではできないこともあります。では、どのように進めるといいのでしょうか。

本市は、ほぼ全域が市街化され、それを支える都市基盤は一定の整備がなされています。したがって、これからは新たにモノを「つくる」のではなく、今あるモノをみなさんと一緒に「活かし、守り、育てていく」ことが大切です。

例えば、公園の掃除や草刈を地域のみなさんで行っている場合があります。子どもからお年寄りまでみんなが使う公園を、ご近所で守り育てています。

また、地区計画や建築協定といった地域独自のルールを定める場合もあります。住んでいる人が中心となり、地域の良好な環境を守るために自らがルールづくりに取り組んでいます。

今回、都市計画に関する基本的な方針である「尼崎市都市計画マスタープラン」を改定しました。

これからは、この計画に基づき、市民・事業者のみなさんと行政がそれぞれに役割分担や協力をしながら、一人ひとりが身近なところからできることを考え、行動し、そのまちづくりの活動が地域全体に広がるような、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めたいと考えています。

そして、この計画から私たちのくらしを豊かにすることのできるアイデアやヒントを見つけ、できることから実践し、まちづくりに参加することで、私たちのまち尼崎をより魅力あふれるすてきなまちにつなげていきましょう。

〈目 次〉

序章

I 改定の背景	1
II 位置付けと役割	2
III 対象区域	2
IV 構成と目標年次	3
V 今後のまちづくりの視点	4

第1章 市の概況

I 位置・地勢	9
II 市の沿革	10
III 人口	11
IV 産業	14
V 広域的役割	17

第2章 まちづくりの基本方針

I 基本理念	19
II めざすまちの姿	20
III 都市構造	22

第3章 分野別まちづくり

I 土地利用	27
II 都市交通	37
III 市街地整備	47
IV 都市環境	54
V 都市景観	67
VI 都市防災	73

第4章 まちづくりの推進

I 協働によるまちづくり	81
1 基本的な考え方	81
2 市民・事業者・行政の役割	81
3 協働のまちづくりの推進方策	82
II 評価と見直し	85
1 PDCA サイクルの運用	85
2 計画の評価	86
3 見直し段階での市民参加	86

第5章 地域別まちづくり

I 役割	87
II 地域区分の考え方	87
III 地域区分	88
IV 地域別まちづくりの方針	89
1 阪急沿線地域	89
2 JR 沿線地域	103
3 阪神沿線地域	115
4 臨海地域	127

- 本市の現状と社会的な潮流から、これからのまちづくりに必要な考え方を記載しています。

- どんなまちをめざしてまちづくりを進めていくのか、大きな考え方と都市の構造についての考え方を記載しています。

- ここに注目**
- めざすまちの姿を実現するため、分野別に現況・課題と方針を記載しています。
 - また、各分野ごとに、まちの魅力を高め、愛着のあるまちづくりにつながるよう市民・事業者のみなさんを取り組んでいただきたいことを「私たちができること」としてまとめています。

土地利用

…住宅地・工業地・商業地などの土地のあり方を示しています

都市交通

…道路や公共交通、自転車駐車場などのあり方を示しています

市街地整備

…住環境や防災性の改善、駅前の活性化など市街地の整備のあり方を示しています

都市環境

…緑の保全・創出や水辺空間の整備などのあり方を示しています

〈分野別まちづくりの構成〉



都市景観

…まちなみ・景観のあり方を示しています

都市防災

…地震や水害などへの防災対策のあり方を示しています

- ここに注目**
- まちづくりを市民・事業者・行政が協働して進めて行くための基本的な考え方のほか、それぞれの役割や協働のまちづくりを推進するための方策について記載しています。

- 都市計画マスターplanの見直し時期、達成状況の評価や見直しへの市民参加など見直しの方法について記載しています。

- ここに注目**
- 本市を東西の鉄道を中心とした4つの地域に区分し、地域ごとに現状・課題と方針を整理し、場所や範囲などの詳細な内容を記載しています。
 - 地域別まちづくりで記載している方針には、その取組を行政が中心となって市民・事業者の皆さんからご意見を聴きながら進めていくものか、市民・事業者の皆さんと行政が役割分担しながら進めていくものかを表示しています。

